

施設名	五島市多郎島地区公園
団体名	

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

五島市長

（団体住所）

（団体名）

（代表者氏名）

㊟

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

このことについて、下記のとおり五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

1 指定を受けようとする施設名 五島市多郎島地区公園

2 添付書類

（1） 五島市多郎島地区公園の事業計画書（様式第2号）

（2） 管理に係る収支計画書（様式第3号）

（3） 自主事業に係る事業計画書（様式第4号）

（4） 市長等が定める申請の資格を有していることを証する書類

ア 募集要項の4の（2）のイ、ウ及びエに該当しない旨を記載した申立書

イ 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類（ただし、納税義務のある場合に限
り、ない場合はその旨の申立書を提出すること。）

① 市税の未納がないことの証明書

② 県税の未納がないことの証明書

③ 消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

（5） 応募団体の概要を説明する書類

ア 定款又は登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、規約その他のこれらに相当する
書類）

イ 役員の名簿及び履歴書

ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人の概要書等）

エ 現に行っている業務の概要を記載した書類

（6） 応募団体の経営状況を説明する書類

ア 指定を申請する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財
産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、申
請日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

イ 申請日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及
び収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

（7） その他市長等が必要と認める書類

施設名	五島市多郎島地区公園
団体名	

様式第2号（第3条関係）

五島市多郎島地区公園事業計画書

1 事業の内容

（1）管理施設の内容

※五島市多郎島地区公園の指定管理者募集要項に記載する施設

（2）事業の具体的内容

※別紙のとおり

（3）事業実施のための人員配置等

※別紙のとおり

2 実施計画

事業 種別	事業の年度毎の見込み									
	令和9年度		令和10年度		令和11年度					
	時期	利用 見込	時期	利用 見込	時期	利用 見込	時期	利用 見込	時期	利用 見込
		人		人		人		人		人
		人		人		人		人		人
		人		人		人		人		人
		人		人		人		人		人
計										

施設名	五島市多郎島地区公園
法人名	

事業計画 別紙

1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

- (1) 施設の利用に関し、公平性を確保する考えと方策について
(施設を利用しようとする者の公平な利用の確保の考え方、市との連携の考え方も併せて記載してください。)
- (2) 利用者に対するサービス向上のための方策について
(窓口対応などについて記載してください。)
- (3) 利用者の安全についての考え方と方策について
(具体的な対策など記載してください。)
- (4) 利用者などの要望の把握及び実現策について
(業務水準の維持向上のための具体的な方策などを記載してください。)
- (5) 個人情報の保護に関する措置について
(基本的な考え方や情報管理体制などについて記載してください。)
- (6) 自主事業の内容について
(実施する自主事業の内容と自主事業が入村者の利用促進及びサービス向上に貢献する理由を記載してください。)

施設名	五島市多郎島地区公園
団体名	

3. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(1) 団体の理念及び運営方針について

(2) 現在の財務状況について
(現在の委託状況や収支状況などについて記載してください。)

(3) 管理責任者及び管理体制について
(組織図を記載してください。)

【参考例】

管理者○人 管理担当者○人 その他（常時雇用、パートなど）○人

(4) 相当の知識及び経験を有する適切な人材確保について
配置予定にあたる職員の資格及び経験年数などについて記載してください。

主な担当業務	資 格	経験年数		備 考

※個人の氏名は、記載しないでください。

(5) 人材育成の考え方について
(人材育成の基本的な考えと職員の研修計画について記載してください。)

(6) 保健衛生および環境衛生について
(感染症の予防、食中毒の防止に対する対策及び対応について記載してください。)

施設名	五島市多郎島地区公園
団体名	

4. 収支計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(1) 経理についての考え方について

(2) 人件費及び業務内容について

給料（年額）	手当（年額）	常雇・臨雇	業務内容・業務時間

(3) 経費縮減のための施策について

(4) 収支計画について

施設名	五島市多郎島地区公園
団体名	

5. ※その他、当該施設の性質又は目的に応じて決める基準

(1) 水難事故防止の安全対策及び人員の配置について
(対策のための具体的な取り組みや、人員配置について記載してください。)

(2) 市民の利用促進のための方策について
(入園者確保のための具体的なアイデアや計画について記載してください。)

(3) 観光客の利用促進のための方策について
(入園者確保のための具体的なアイデアや計画について記載してください。)

区	分	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
利用料金等						
指定管理料等						
雑入						
利息						
前年度繰越金						
収 入 合 計 (A)						

[illegible]

区	分	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
海水浴場売上金						
焼き肉祭り売上金						
雑入						
利息						
前年度繰越金						
収 入 合 計 (A)						

[illegible]

施設名	五島市多郎島地区公園

様式第 4 号（基本協定書第 2 4 条関係）

五島市多郎島地区公園自主事業計画書

1 事業の内容

(1) 自主事業の内容

(2) 自主事業実施のための人員配置等

(3) 自主事業の利用者見込数

(単位：人)

事業種別	自主事業の年度ごとの見込み				
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		

2 収支計画 ※指定管理者が自ら自主事業を行う場合は、収支計画を記載してください。(単位:千円)

	事業 種別	自主事業の年度ごとの見込み					
		費目	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 入 ①							
支 出 ②							
収 支 ①－②							

※ 項目は各施設の状況に合わせ変更すること。

公 募 説 明 会 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

申請者 住 所
 団 体 名
 担当者氏名
 電 話 番 号
 F A X
 E - m a i l

指定管理者の公募説明会への参加を、次のとおり申し込みます。

施 設 名	五島市多郎島地区公園	
法 人 名		
参 加 者 氏 名	役 職 名	氏 名

※施設の視察及び説明会は希望者数に応じて実施の有無・日程調整を行います。
 準備の都合がありますので、お早めにご提出ください。

公 募 に 関 す る 質 問 書

令和 年 月 日

申請者 住 所
団 体 名
担当者氏名
電 話 番 号
F A X
E - m a i l

五島市多郎島地区公園の指定管理者の公募に関して、次のとおり質問書を提出します。

質 問 事 項	質 問 内 容
例) 募集要項 1-(2)〇〇について	

※ 郵送、FAXまたはE-mailで送付してください。(電話は不可)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

(あて先) 五島市長

(法人住所)

(法人名)

(代表者氏名)



五島市多郎島地区公園指定管理者の申請に際し、次の事項について虚偽でないことを申し立てます。

1. 破産者で復権を得ないものでないこと。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、五島市の一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
3. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

多郎島地区公園の管理運営に関する基本協定書（案）

五島市長（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年五島市条例第54号。以下「手續条例」という。）第7条の規定に基づき、多郎島地区公園（以下「多郎島公園」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と、五島市多郎島地区公園条例（平成16年五島市条例第148号。以下「多郎島公園条例」という。）第3条第1項の規定により、指定管理者に指定された乙が相互に協力し、多郎島地区公園を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実等の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない

2 甲乙両者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（管理運営の基本）

第3条 乙は、管理業務の実施にあたっては、多郎島公園条例、五島市多郎島地区公園条例施行規則（平成16年五島市規則第128号。以下「多郎島公園規則」という。）及び関連する法令等に従うとともに、別紙多郎島公園の管理業務に関する仕様書に基づき、施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営するものとする。

2 乙は、手續条例第3条に規定する事業計画書の内容に遵守し、適正かつ確実に管理業務を行わなければならない。

（管理業務の範囲）

第4条 乙が行う管理業務の範囲は、多郎島公園条例第3条第2項各号に規定する業務とする。

（指定期間）

第5条 乙が管理業務を実施する指定期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第6条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の額は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として各年度の予算の範囲内で定めることとし、各年度の指定管理料の額、支払方法等については、甲と乙とが別に締結する年度協定によるものとする。

（利用料金収入の取扱い）

第7条 多郎島公園の利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。ただし、乙は、指定管理者の指定の期間満了のときに収入済みの指定の期間満了日の翌日以降が利用日である利用料金、又は手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときに収入済みの指定の取消日の翌日以降が利用日である利用料金について、指定管理者の指定の期間満了日、又は指定管理者の指定の取消日から30日以内に甲に返還しなければならない。

2 利用料金の額は、条例第10条の規定により、乙が、あらかじめ甲の承認を得て、定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金の減免を行う場合は、条例第11条に定める基準に基づいて行うものとする。
(指定管理料の精算)

第7条の2 指定管理料は、毎年度、精算するものとする。

2 乙は、指定管理料と利用料金による収入との合計額から実際の管理業務の実施に要した経費にかかる適正な支出額を控除した額（以下「剰余金」という。）が生じた場合は、当該剰余金を甲が指定する期日までに、甲に納付しなければならない。

(指定管理料の変更)

第8条 本協定の締結後に生じた事由により必要がある場合には、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

2 指定管理料に含まれる修繕費50万円については、乙が行う1件当たり10万円未満の小規模な修繕とし、積算額に執行残が生じた場合は、4月10日までに甲に報告し年度精算をするものとする。なお協定期間中に積算額を超えた場合は、甲は、乙の報告が正当なものであると認めたときは、その後の10万円未満の小規模な修繕を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託等の制限)

第10条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の管理業務については、事前に甲の承認を得たうえで第三者に委託することができる。

3 甲は、乙に対して、第三者に委託し、又は請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 乙が、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙が負担するものとする。

(法令上の責任)

第11条 乙は、乙の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(業務区分及び責任分担)

第12条 管理業務に関する業務区分及び責任分担の区分については、別表第1「市と指定管理者の業務の区分」及び別表第2「市と指定管理者の責任分担」に定めるとおりとする。

2 前項の規定により定める事項で疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任分担の区分は、甲乙協議により定めるものとする。

(改装等の費用負担)

第13条 多郎島公園の土地又は施設等(甲の財産であるものに限る。)に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増設若しくは移設は、甲の負担において行うものとする。ただし、これらの経費が指定管理料に見積もられたときは、この限りでない。

(甲による物品の貸与)

第14条 甲は、管理業務の実施に必要な多郎島公園の施設、附属設備及び器具等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

2 乙は、施設等について多郎島公園条例第2条に規定する多郎島公園の設置目的以外に使用しないものとする。

(乙による物品の購入等)

第15条 乙は、管理業務の実施に供するために必要な物品を購入し、又は調達するものとする。

2 前項の規定により管理業務の経費により購入し、又は調達した物品の所有権は、甲に帰属するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 乙は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態(以下「緊急事態」という。)が発生した場合に備え、あらかじめ対応マニュアル等を作成し、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

2 乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 乙は、緊急事態が発生した場合は、甲と協力して事故等の原因調査に当たらなければならない。

(秘密保持義務等)

第17条 乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、管理業務の実施にあたり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(文書等の管理)

第18条 乙は、管理業務の実施にあたって作成し、又は取得した文書、図面及び写真並びに電磁的記録(以下「文書等」という。)について、五島市文書管理規則(平成16年五島市規則第11号)の規定に準じて、適正に管理及び保存をしなければならない。

- 2 乙は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、文書等の管理について、甲の指示に従わなければならない。

(情報公開)

第19条 乙は、本協定による管理業務の実施にあたり取り扱う情報に関し、五島市情報公条例（平成16年五島市条例第16号）の趣旨にのっとり、当該情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

(管理業務の自己点検等)

第20条 乙は、多郎島公園の安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的かつ継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて業務の改善に取り組まなければならない。

- 2 乙は、施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見及び要望を把握し、管理業務に反映するよう努めなければならない。

(事業報告書の提出)

第21条 乙は、第6条に規定する協定の期間終了後30日以内に、当該期間の管理業務に関する事業報告書（様式第1号）及び団体の経営状況を説明する書類を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに事業報告書を市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の事業報告書には、管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況、その他管理の実態を把握するために必要な事項を記載するものとする。

(業務報告書の提出)

第22条 乙は、前月の管理業務に関する事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書（様式第2号）を作成し、毎月10日までに甲に報告しなければならない。

(事業計画書の提出)

第23条 乙は指定期間における事業年度ごとに、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書（様式第3号）を提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 事業計画書を変更する必要があるときは、甲と乙との協議により決定するものとする。

(自主事業の実施)

第24条 乙は、指定管理者指定申請書又は事業計画書で提案した自主事業について、自己の責任及び費用により実施しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、乙は、多郎島公園の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 3 乙は、前項の規定に基づき自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業計画書（様式第4号）を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

(検査)

第25条 甲は、多郎島公園の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に

対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をするものとする。この場合において、乙は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

- 2 甲は、毎年度終了後、本協定書等に定める内容に基づき管理業務の完了を確認し、検査を行うものとする。

(改善の指示)

第26条 第23条から前条までの規定による報告、調査及び検査の結果、実施した管理業務の内容が本協定書に適合しない場合は、甲は、乙に業務の改善を指示するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に従わなければならない。

(甲による指定管理の取消し等)

第27条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

- (1) 法第244条の2第10項の指示に従わないとき。
- (2) 管理業務を行う多郎島公園の設置目的に反した管理を行っていると認められるとき。
- (3) この指定管理に関する協定書の規定に違反したとき。
- (4) 民事再生法（平成11年法律225号）、破産法（平成16年法律第75号）の適用その他乙がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなつたと認められるとき。
- (5) 刑事事件その他の不祥事により指定管理者に信用が失墜したと認められるとき。
- (6) その他乙が多郎島公園の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認めるとき。
- (7) 乙が五島市暴力団排除条例（平成24年五島市条例第34号）に定める暴力団等又は社会的非難関係者と認めるとき。

- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知しなければならない。

(指定の解除)

第28条 甲は、前条の規定により指定を取り消したときは、本協定を解除するものとする。

(指定の解除等に伴う措置)

第29条 乙は、前条の規定により本協定が解除されたとき（指定期間開始前に解除されたときを含む。）は、違約金として第6条に規定する指定管理料の10分の1を甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。
- 3 乙は、第27条の規定により期間を定めて管理業務の全部又は一部が停止されたとき

は、甲に違約金を支払わなければならない。この場合の違約金の額は、第1項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

(指定の取消し等における指定管理料の支払)

第30条 乙は、第27条の規定により指定が取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止がされたときは、管理の業務を履行しない期間について、指定管理料の支払を請求することができない。

2 前項の場合において、指定管理料が前金払若しくは概算払いにより既に乙に支払われている場合は、乙は、管理の業務を履行しない期間に相当する指定管理料の額を速やかに甲に返還するものとする。返金の額は、甲が定めて乙に通知するものとする。

(乙による指定の取り消しの申出)

第31条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定を履行せず、またはこれらに違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき

2 甲は前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

3 乙は、第1項に基づいて申出を行おうとする際には、事前にその旨を甲に通知しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第32条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項の取り消しによって発生する損害・損失及び増加費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(原状回復義務等)

第33条 乙は、施設等の原状を変更しようとするときは、書面により甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の規定により原状を変更した場合であって、指定の期間満了のとき、又は手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指示に従い、自己の負担で施設等を原状に復さなければならない。

3 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を乙に請求することができる。

第34条 乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを現状に回復し、又はその損傷若しくは滅失により生じた損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(第三者に対する損害の賠償等)

第35条 管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者へ損害を与えたときは、原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(業務の引継ぎ)

第36条 乙は、指定期間が満了したとき（指定期間の満了後、引き続き乙が指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

（重要事項の変更）

第37条 乙は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（協定の変更）

第38条 甲及び乙は、管理業務の内容等を変更する必要があるとき、又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することのできない事由により本協定に定める条件が不適當となったときは、協議して本協定を変更することができる。

（疑義の決定等）

第39条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長崎県五島市福江町1番1号
五島市長

印

乙 <住所>
<氏名>

印

別表第1（第12条関係）市と指定管理者の業務の区分

業務の種類	業務の内容	区分
運営管理	利用の許可	指定管理者
	利用許可の取消し	指定管理者
	受付、案内、利用の指導及び苦情対応	指定管理者
	利用の促進	指定管理者
	利用料金の徴収	指定管理者
	入場の制限	指定管理者
	利用者の記録及び統計事務	指定管理者
	原状回復に関する業務	指定管理者
	管理業務日誌等関係書類の作成	指定管理者
	物品、書類等の管理	指定管理者
施設、設備等の維持管理	施設、設備等の保守、点検業務	指定管理者
	火災、盗難、事故、事件等の予防などの安全管理	指定管理者
	館内の清掃	指定管理者
	消防用設備の保守点検業務	指定管理者
施設、設備等の整備	施設、設備等の整備、改修及び大規模修繕	市
災害時対応	待機連絡体制の確保、被害の調査及び報告並びに応急措置	指定管理者
	災害時の対策指示	市
	本格復旧	市

別表第2（第12条関係）市と指定管理者の責任分担

種 類	内 容	負担者
法令等の変更	多郎島地区公園の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	市
不可抗力	天災、暴動等による施設、設備等の復旧費及び業務の履行不能	市
物価及び金利の変動	急激な物価及び金利の変動に伴う経費の増	市
施設、設備等の 損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合	市
物品、書類等の 損傷及び紛失	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合	市
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合	指定管理者
	上記以外の事由により損害を与えた場合	市
事業終了時の費用	指定の期間が終了した場合又は指定を取り消した場合の指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用	指定管理者

別記「個人情報取扱特記事項」（協定書第17条関係）

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 受注者は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、受注者の事業所の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この協定による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この協定による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この協定による業務を行うため甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等については、この協定の終了又は解除後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（検査）

第11 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

（事故報告）

第12 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第13 この協定による業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第14 この協定による業務に関し、個人番号利用事務(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。)又は個人番号関係事務(番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。)に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

多郎島地区公園の指定管理に関する年度協定書（案）

五島市長（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年五島市条例第54号。以下「手続条例」という。）第7条の規定に基づき、多郎島地区公園（以下「多郎島公園」という。）の管理業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、五島市多郎島地区公園条例（平成16年五島市条例第148号。以下「多郎島公園条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、乙に多郎島地区公園の管理を行わせる。

（管理運営の基本）

第2条 乙は、管理業務の実施にあたっては、多郎島公園条例、五島市多郎島地区公園条例施行規則（平成16年五島市規則第128号。以下「多郎島公園規則」という。）及び関連する法令等に従うとともに、別紙多郎島公園の管理業務に関する仕様書に基づき、施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営するものとする。

2 乙は、手続条例第3条に規定する事業計画書の内容を遵守し、適正かつ確実に管理業務を行わなければならない。

（管理業務の範囲）

第3条 乙が行う管理業務の範囲は、多郎島公園条例第3条第2項各号に規定する業務とする。

（事業報告）

第4条 乙は、第6条に規定する協定の期間終了後30日以内に、当該期間の管理業務に関する事業報告書及び団体の経営状況を説明する書類を甲に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに事業報告書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の事業報告書には、管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況、その他管理の実態を把握するために必要な事項を記載するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前月の管理業務に関する事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、毎月10日までに甲に報告しなければならない。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（委託料の額）

第7条 この協定に基づく委託料の額は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

(委託料の支払)

第8条 委託料は概算払とし、次の表の区分に応じて一括して支払うものとする。

管理業務期間	請求年月	委託料
令和○年4月～令和○年6月分	令和○年4月	円
令和○年7月～令和○年9月分	令和○年7月	円
令和○年10月～令和○年12月分	令和○年10月	円
令和○年1月～令和○年3月分	令和○年1月	円

2 甲は、乙から委託料の請求があった時は、適法な請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(委託料の変更)

第9条 この協定の締結後に生じた事由により必要がある場合には、甲乙協議の上、委託料の額を変更することができる。

2 委託料に含まれる修繕費50万円については、乙が行う1件当たり10万円未満の小規模な修繕とし、積算額に執行残が生じた場合は、4月10日までに甲に報告し年度精算をするものとする。なお協定期間中に積算額を超えた場合は、甲は、乙の報告が正当なものであると認めたときは、その後の10万円未満の小規模な修繕を実施しなければならない。

(利用料金の帰属)

第10条 多郎島公園の利用料金は、多郎島公園条例第10条第3項の規定に基づき、乙の収入とする。ただし、乙は、指定管理者の指定の期間満了のときに収入済みの指定の期間満了日の翌日以降が利用日である利用料金、又は手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときに収入済みの指定の取消日の翌日以降が利用日である利用料金について、指定管理者の指定の期間満了日、又は指定管理者の指定の取消日から30日以内に甲に返還しなければならない。

(管理業務の経費)

第11条 乙は、第7条に定める委託料及び前条に定める利用料金を管理業務の経費に充てるものとする。

(委託料の精算等)

第12条 乙は、第7条及び第8条第1項に基づき支払を受けた委託料について、乙が手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに管理業務の経費の執行の内訳並びに利用料金等の収入の内訳を明らかにした精算報告書により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の精算報告書により報告された管理業務の経費及び利用料金等から算出した金額が、第7条に定める額に満たない場合は、その差額を甲の指示に従い、甲に返還しなければならない。

(物品の帰属)

第13条 甲は、甲の所有に属する物品について乙に無償で使用させるものとし、乙は五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に従い管理を行い、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

2 乙が管理業務の経費により購入した物品は、甲の所有に属するものとする。

(施設等の使用)

第14条 甲は、管理業務の実施に必要な多郎島公園の施設、附属設備及び器具等（以下

「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

- 2 乙は、施設等について多郎島公園条例第2条に規定する多郎島公園の設置目的以外に使用しないものとする。

(改装等の費用負担)

第15条 多郎島公園の土地又は施設等(甲の財産であるものに限る。)に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増設若しくは移設は、甲の負担において行うものとする。ただし、これらの経費が委託料に見積もられたときは、この限りでない。

(施設等の原状変更等)

第16条 乙は、施設等の原状を変更しようとするときは、書面により甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項の規定により原状を変更した場合であって、指定の期間満了のとき、又は手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指示に従い、自己の負担で施設等を原状に復さなければならない。

- 3 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を乙に請求することができる。

(物品及び施設等の滅失又は損傷)

第17条 乙は、物品及び施設等が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 乙は、物品及び施設等の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙の負担において当該物品及び施設等を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害賠償に対する求償)

第18条 乙がその責めに帰する理由により、管理業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合には、甲は、その賠償について乙に求償することができる。

(非常事態時の対応)

第19条 乙は、多郎島公園において、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に対する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに甲に報告するものとする。

(管理業務の委託等の禁止)

第20条 乙は、管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行うことが困難な一部の管理業務については、甲の承認を得た上で第三者に委託することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第21条 乙は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報の保護に関する事項)

第22条 乙は、この協定による業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別に定める個人情報の保護に関する取扱仕様書を遵守するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(情報公開に関する事項)

第 23 条 乙は、この協定による管理業務を行うにあたり取り扱う情報に関し、五島市情報公開条例（平成 16 年五島市条例第 16 号）の趣旨にのっとり、当該情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

(文書等の保存)

第 24 条 乙は、管理業務に関する文書等について、五島市文書管理規則（平成 16 年五島市規則第 11 号）に準じて保存するものとする。

(甲による指定管理の取消し等)

第 25 条 甲は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

(1) 法第 244 条の 2 第 10 項の指示に従わないとき。

(2) 管理業務を行う多郎島公園の設置目的に反した管理を行っていると認められるとき。

(3) この指定管理に関する協定書の規定に違反したとき。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の適用その他乙がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなつたと認められるとき。

(5) 刑事事件その他の不祥事により指定管理者に信用が失墜したと認められるとき。

(6) その他乙が多郎島公園の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認めるとき。

(7) 乙が五島市暴力団排除条例（平成 24 年五島市条例第 34 号）に定める暴力団等又は社会的非難関係者と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知しなければならない。

(指定の解除)

第 26 条 甲は、前条の規定により指定を取り消したときは、この協定を解除するものとする。

(指定の解除等に伴う措置)

第 27 条 乙は、前条の規定により協定が解除されたときは、違約金として原協定書又は当該指定が取り消された年度における変更協定書に規定する管理業務に対する委託料（指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、指定管理の初年度における管理業務に係る委託料）の 10 分の 1 を甲に支払わなければならない。

2 甲は、実際に生じた損害が前項の規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

3 乙は、第 25 条第 1 項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部が停止されたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第 1 項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

(指定の取消し等における指定管理料の支払)

第 28 条 乙は、第 25 条第 1 項の規定により指定が取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止がされたときは、管理の業務を履行しない期間につい

て、委託料の支払を請求することができない。

- 2 前項の場合において、委託料が前金払若しくは概算払いにより既に乙に支払われている場合は、乙は、管理の業務を履行しない期間に相当する委託料の額を速やかに甲に返還するものとする。返金の額は、甲が定めて乙に通知するものとする。

(乙による指定の取り消しの申出)

第 29 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定を履行せず、またはこれらに違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき

- 2 甲は前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

- 3 乙は、第 1 項に基づいて申出を行おうとする際には、事前にその旨を甲に通知しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第 30 条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

- 3 前項の取り消しによって発生する損害・損失及び増加費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(管理業務の引継ぎ)

第 31 条 乙は、指定の期間満了のとき、又は手続条例第 10 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに多郎島公園の管理に必要な文書等を甲に引き継ぐものとする。

(疑義等の解決)

第 32 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 五島市福江町 1 番 1 号
五島市長



乙 <住所>
<氏名>



多郎島地区公園の管理業務に関する仕様書

本仕様書は、多郎島地区公園の指定管理に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲、履行方法等について定めるものとする。

指定管理者は、本仕様書を遵守するとともに、市民が利用しやすいようサービスの向上に努めてください。

1 多郎島地区公園の管理業務に関する基本的な考え方

多郎島地区公園を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 多郎島地区公園が、市民の保養に資すると共に観光の振興を図ることを目的として設置された基本理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 利用者の増及び管理運営費の削減に努めること。

2 施設の概要

- (1) 名 称 多郎島地区公園
- (2) 場 所 五島市富江町土取1333番地
- (3) 施設規模 敷地面積 52,910m²
施設の見取図 資料1のとおり
- (4) 施設内容 詳細は別紙のとおり

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

4 法令等の遵守

多郎島地区公園の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等に基づき行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年五島市条例第54号）
- (3) 五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年五島市規則第48号）
- (4) 五島市多郎島地区公園条例（平成16年五島市条例第148号）
- (5) 五島市多郎島地区公園条例施行規則（平成16年五島市規則第128号）

本協定の期間中に前各項に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

5 管理業務内容

(1) 多郎島地区公園の利用に関する業務

多郎島地区公園の利用に供すること。

五島市多郎島地区公園条例（以下「条例」という。）及び同施行規則に基づき、利用の制限等を行うこと。

- ア 利用許可（条例第8条）
- イ 利用許可の制限（条例第9条）
- ウ 利用料金（条例第10条）
- エ 利用料金の減免（条例第11条）
- オ 利用許可取消し等（条例第14条）
- カ 入園の制限（条例第15条）
- キ 原状回復義務（条例第16条）
- ク 利用料金の還付（規則第6条）
- ケ 多郎島公園に関する受付、貸出業務
- コ 利用者の記録統計事務

(2) 多郎島地区公園の施設及び設備等の維持管理に関する業務。（詳細は別表1のとおりとする。）

- ① 利用者が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、利用の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難・事故・事件の予防等の安全管理、施設の整備・清掃、敷地内樹木等の剪定、除草を含む清掃管理、害虫駆除、駐車場の管理、除雪等施設の維持及び管理を行うこと。
- ② 設備等について以下の保守管理及び点検業務を行うこと。
消防設備、機械警備、冷暖房設備、浄化槽等、設備巡視点検等の保守管理及び点検業務を行うこと。

(3) 多郎島地区公園の運営に関すること。

多郎島地区公園に関する業務、並びに利用者に対するサービスを提供すること。

(4) 職員の雇用等について

施設長 1名

その他多郎島地区公園に関する業務に対応できるよう人員を確保すること。

(5) その他

- ① 緊急時対策及び防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
水難事故防止については特に注意し、テント利用者がいる場合は夜間警備を行うこと。
- ② 個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底を図ること。
- ③ 施設における拾得物については、平成23年7月21日制定の「施設における拾得物の取扱いに関する事務処理要領」により取り扱うこと。

6 利用料金に関する事項

多郎島地区公園については、利用料金制度を採用しているので、条例第10条第2項の規定により定められた別表の利用料金を収受すること。

7 経費等について

(1) 予算の執行

- ① 年間の運営は、指定管理者からの予算提案額に基づき、多郎島地区公園の指定管理に関する協定書第7条で定めた額で執行すること。ただし、市と協議のうえ流用することができるものとする。
- ② 電気、上下水道及び燃料費については、できる限り節約に努めること。
- ③ 協定書第9条第2項に規定する修繕費の取扱いについては次のとおりとする。
 - ア、10万円未満の修繕実績一覧表を作成するなど管理を行うこと。
 - イ、協定期間中において積算額を超えた場合は、速やかに甲に報告すること。

(2) 経理規程

指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(3) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

8 事業報告書等の様式

(1) 事業報告書

- ① 当該年度の事業報告書は、様式第1号によるものとする。

(2) 業務報告書

- ① 業務報告書は、様式第2号によるものとする。

9 協議

指定管理者は、本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

10 備品物品等

備付けの備品物品等は別途提示するものとする。

11 管理業務を実施するにあたっての注意事項

管理業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- ① 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ② 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- ③ 各種規程等がない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- ④ その他、本仕様書に記載のない事項については市と協議を行うこと。

別表 1 多郎島地区公園等施設管理保守点検等業務

項 目	必要管理項目	頻 度
管理棟清掃 (トイレ含む)	日常清掃	毎日
	定期的な清掃	窓清掃、特別清掃 2回/年以上
トイレ清掃 (管理棟を除く 5箇所)	日常点検・清掃	点検については毎日。 清掃については週1回を目途とし、必要な場合は都度実施すること。
	定期的な清掃	週1回以上。
宿泊施設の管理	日常点検・清掃	利用客の使用前後
	定期的な清掃	寝具の天日干し 1回/月以上 特別清掃 2回/年以上
キャンプ用具	日常保守管理	利用客の使用前後
	定期点検	1回/年以上
海水浴場施設 管理棟施設 (トイレ含む) 敷設施設など	日常清掃	海水浴場開設期間のみ毎日。その外は必要に応じて随時
	定期点検	海水浴場開設期間の前後に全ての施設・備品を点検
小破損修繕	照明装置の維持・交換	必要に応じて随時。
	その他設備の修繕	必要に応じて随時
放送設備	日常保守点検	週1回
	定期点検	月1回
軽トラック、芝刈機 等の機器管理	日常点検	週1回
	定期点検	1回/年以上
園地広場等	日常清掃	芝刈りを含む除草を随時 特にグランドゴルフ場は注意すること
電気自動車用充電器	日常点検	目視による点検
遊具点検	日常点検	目視、打診等による点検

多郎島公園見取図



業 務 報 告 書

(年 月分)

施 設 名	多郎島地区公園	事業開始年月日	年 月 日
施 設 の 種 類		設 置 主 体	五島市
施設の所在地	五島市	経 営 主 体	
運営方針等について			
事業の実施状況			
施設等の利用状況			
利用料の収入状況			
その他			

様式第3号（基本協定書第23条関係）

（年度協定書第2条関係）

事業計画書

（多郎島地区公園）

1 団体の状況

団体名		設立年月日	年 月 日
代表者氏名			
所在地			

2 施設の状況

（1）職員の状況

施設名	多郎島地区公園	事業開始年月日	年 月 日
施設の種類		設置主体	五島市
施設の所在地	五島市	经营主体	
施設長氏名			
職員配置図			
運営方針等について（指定管理申請時の事業計画書内容を参考に）			

(2) 事業の実施計画（指定管理申請時の事業計画書内容を参考に）

年間事業計画

個別事業計画

(3) 利用許可等の見込み

(4) 利用料金の収入見込み

(5) 管理に係る経費の収支計画（指定管理申請時の事業計画書内容を参考に）

(6) その他、特記すべき事項

施設名	五島市多郎島地区公園

様式第4号（基本協定書第24条関係）

五島市多郎島地区公園自主事業計画書

1 事業の内容

(1) 自主事業の内容

(2) 自主事業実施のための人員配置等

(3) 自主事業の利用者見込数

（単位：人）

事業種別	自主事業の年度ごとの見込み				
	令和9年度	令和10年度	令和11年度		

2 収支計画 ※指定管理者が自ら自主事業を行う場合は、収支計画を記載してください。(単位:千円)

	事業 種別	自主事業の年度ごとの見込み					
		費目	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 入 ①							
支 出 ②							
収 支 ①－②							

※ 項目は各施設の状況に合わせ変更すること。

(協定書第7条関係)

五島市多郎島地区公園利用料金承認申請書(承認書)

年 月 日

(あて先) 五島市長

(指定管理者) 住 所

団 体 名

代表者氏名 印

五島市多郎島地区公園条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおり利用料金を定めたいので申請します。

利 用 料 金	
※ 承認書 利用料金について、上記のとおり承認します。 年 月 日 五島市長 印 ○ 摘要	

備考 利用料金が五島市多郎島地区公園条例別表に定める額と同じである場合は、利用料金の欄に「条例別表定める利用料金」と記入してください。